

つくば市監査公表第9号

令和2年度（2020年度）財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和2年11月27日

つくば市監査委員 萩谷孝男

つくば市監査委員 石川寛

つくば市監査委員 滝口隆一

## 令和2年度（2020年度）財政援助団体等監査結果報告書

### 第1 監査の執行者

つくば市監査委員 萩谷 孝男

つくば市監査委員 石川 寛

つくば市監査委員 滝口 隆一

### 第2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査

### 第3 監査等の実施期間

令和2年（2020年）7月10日から令和2年（2020年）11月27日まで

### 第4 監査の対象

所管課 経済部産業振興課

補助団体 つくば市商工会

### 第5 監査の範囲

令和元年度（2019年度）につくば市が交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

### 第6 監査の方法及び着眼点

監査の実施に当たっては、次の事項を主な着眼点とし、関係帳簿・関係資料を調査するとともに、所管課及び団体関係職員からの説明を聴取するなどの方法で実施した。

## 1 所管課

- (1) 補助金の決定は、要綱、予算等に適合しているか。
- (2) 補助金の支出手続きは、条例、規則、要綱等に従い行われているか。
- (3) 団体への指導監督は適切に行われているか。

## 2 補助団体

- (1) 補助事業等は目的、交付条件に沿って適正に執行されているか。
- (2) 補助金の管理運用、会計処理及び財産の管理は適正に行われているか。
- (3) 出納関係諸帳簿の整備、記帳は適正に行われているか。

## 第7 補助金の概要

### 1 補助金の名称

令和元年度つくば市商工会事業補助金

### 2 補助金の交付目的

市内の商工業の振興に資することを目的とする。

### 3 補助対象経費

#### (1) 経営改善普及事業

ア 人件費

イ 福利厚生費

ウ 旅費

エ 事務費

オ 福利環境整備費

カ 小規模事業施策普及費

キ 商工会等指導環境推進費

ク 資質向上対策事業費その他経営改善普及事業の実施に必要な費用

#### (2) 地域総合振興事業

ア 総合振興事業費

- イ 商工業振興事業費
- ウ 観光振興事業費
- エ 金融対策事業費
- オ 経営税務対策費
- カ 労務対策事業費
- キ 青年部・女性部研修事業費
- ク 情報提供事業費

#### 4 補助金額

34,000,000 円

### 第8 補助団体の概要

- 1 名称 つくば市商工会
- 2 所在地 つくば市筑穂1丁目10番地4（大穂庁舎2階）
- 3 組織の構成（令和2年7月10日現在）
  - (1) 役員等34名  
会長1名、副会長2名、理事29名、監事2名
  - (2) 事務局職員24名  
事務局長1名、経営指導員7名、補助員3名、記帳専任職員2名、  
一般職員6名（再任用含む）、臨時職員5名

### 第9 監査の結果

監査の結果、以下の注意事項及び検討事項のとおり、一部に改善又は検討を要する事務処理が見られたが、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、監査の過程において口頭で注意した事項については、速やかに対応されたい。

## 【注意事項】

(補助団体)

- 1 繰越金については、前年度と比較して 10,000 千円以上増えているが、これは、プレミアム付商品券受託事業報酬によるものである。繰越金は、以前より 20,000 千円を超えており、この結果、令和 2 年 3 月期で 34,963 千円となっている。今後は、通常の運転資金を超える部分は極力繰り越さず、目的に合った項目で引当金として計上し、積立てを行っていただきたい。

## 【検討事項】

(補助団体)

- 1 つくば市からのプレミアム付商品券受託事業について、受託料収入として 39,369 千円が計上されており、同額の支出として受託事業費が収支決算書に表示されている。受託料収入の中には商工会への委託報酬として人件費等が含まれているが、受託料収入と受託事業費を同額で表示した結果、委託による報酬分が事業費のマイナスで表記されている。具体例を挙げれば、職員人件費は、予算額 19,749 千円に対して、当該委託料に含まれる報酬を控除したことにより決算額が 6,542 千円となり、源泉徴収簿の給与総額と著しくかい離している。

本来、受託料のうち商品券の交付部分は預り金となり、商工会の収入部分のみを受託料収入で表示すべきであるため、収支決算書への計上の見直しを検討されたい。また、このような誤りが生じるのは、監事に会計人を登用していない結果と考えられるため、内部の人間のみで監査を行わず、積極的に会計人の登用を検討されたい。

- 2 セミナー事業が少ないように見受けられる。現在開催されているセミナーは、参加者が少ないという理由から複数の部会での共催となっているが、セミナーは、緊急性があり、すぐに会員の役に立つものであれば、共催で行う

必要はない。例えば、コロナ禍で困っている飲食店向けに資金繰りや経営のアドバイスをする会計人によるセミナーや、事業者個人面談付きセミナー等は需要があると思われるため、早急な検討をお願いしたい。

また、経営・税務対策事業として、中小企業診断士による個別相談業務等を行っているが、PR活動が不足していると思われる。危機の時こそチャンスと捉え、非会員向けのコロナ関連セミナーや個別相談会を開催したり、広報活動を工夫することにより、会員を増やす努力をされたい。現在、市が設置している「経営支援ワンストップ窓口」も本来、商工会が担当する業務ともいえるので、所管課と密に連携を図りながら相談業務を実施するとともに、PR活動に努められたい。

- 3 地域総合振興事業－総合振興費には、様々なイベント運営費として市から多くの補助を拠出しているが、既に形骸化している可能性もあるので、費用対効果を強く意識し、所管課と協議しながら見直しを行われたい。

また、青年部育成事業費においても、研修事業が少ないように思われる。参加者が少ないのであれば、懇親会の前にセミナーを開く等、参加希望者を増やす方法を模索し、より若手会員の育成になるような事業に補助金を充てるよう検討されたい。

- 4 商工会の令和2年3月末現在の会員数は、3,197人と「商工会」としては日本一の会員数である。会員へのサービス向上を図るためには、中小企業の支援のみならず、国際的な活動を含めた幅広い事業を行うことができる「商工会議所」への移行を期待する。組織としても、前回提案した監事への会計人の登用も行われていないほか、総代定員の定数180人に対して現在6名の欠員が出ており、コンプライアンスを強化するためにも、商工会議所への移行を検討されたい。

(所管課)

- 1 令和3年度予算編成方針でも示しているように、新型コロナウイルス感染

症の影響の長期化に伴う所得や収益の減少により、今後は税収が大幅に減少することが予想される。翌年度への繰越金が通常の運転資金を大幅に超える年度については、補助金の算定の見直しを検討されたい。

また、商工会と密接に連携を取り、補助金交付の在り方を見直すことを要望する。